

鴨川市公共工事に要する経費の前金払及び部分払取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月1日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第107号

鴨川市公共工事に要する経費の前金払及び部分払取扱要領の一部を改正する告示
鴨川市公共工事に要する経費の前金払及び部分払取扱要領（平成17年鴨川市告示第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定及び」を削る。

第2条第1項の表1工事の項割合の欄中「4割以内」の次に「。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる前払金額は、前払金額の100分の25以内の額とする。」を加え、同項充当経費の欄中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の鴨川市公共工事に要する経費の前金払及び部分払取扱要領の規定は、この告示の施行の日以後に締結する契約に係る公共工事について適用し、同日前に締結した契約に係る公共工事については、なお従前の例による。